

# 全国ホルスタイン改良協議会規約

制定 昭55. 2. 13  
改正 昭57. 4. 1  
平 4. 2. 12  
平24. 4. 30  
平25. 2. 19  
平28. 2. 19  
令 2. 2. 21

(名 称)

第 1 条 本会は、全国ホルスタイン改良協議会という。

(目 的)

第 2 条 本会は、ホルスタインの改良を志す者の連絡と提携を密にしてその団結を強めるとともに、ホルスタインの改良を積極的に推進し、もってわが国酪農業の健全な発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の連絡、協調の推進
- (2) 乳用牛に関する調査研究および技術交流
- (3) ジャudging・スクールの開催
- (4) ブラックアンドホワイトショウの開催・推進
- (5) 国内優良遺伝子造成への協力及び有効利用
- (6) 登録、審査、検定事業の推進
- (7) 酪農施策等の要請
- (8) その他 本会の目的達成に必要な事業

(事務所)

第 4 条 本会の事務所は、一般社団法人日本ホルスタイン登録協会内に置く。

(会 員)

第 5 条 本会の目的に賛同する都道府県を区域とする同志会並びにこれに準じる団体は、本会の会員となることができる。

(入 会)

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を本会に提出しなければならない。ただし、会長の承認を受けたものとする。

(届 出)

第 7 条 会員は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なくその旨を本会に届け出なければならない。

- (1) 会員たる資格を失ったとき。
- (2) 名称または事務所の所在地に変更があったとき。
- (3) 代表者の変更があったとき。

(脱 退)

- 第 8 条 会員は、本会を脱退しようとするときは、脱退届を本会に提出しなければならない。
2. 会員は、前項の場合のほか、次の事由により本会を脱退する。
    - (1) 解散したとき。
    - (2) 会費の納入を3年間怠ったとき。

(会 費)

- 第 9 条 会員は、総会で別に定める会費を納入しなければならない。
2. 既納の会費は、会員の脱退の場合においても、これを返還しない。

(賛助会員)

- 第 10 条 本会の目的に賛同し、別に定める入会申込書を本会に提出したものは、賛助会員となることができる。ただし理事会の承認を受けたものとする。
2. 賛助会員は、総会で別に定める賛助会費を納入しなければならない。
  3. 賛助会員は本会の事業に参加することができる。
  4. 賛助会員は、次の各号の事由の一に該当するときは本会を脱退する。
    - (1) 賛助会員から脱退の申出があったとき。
    - (2) 賛助会費を引き続き2年以上納入しないとき。
    - (3) 解散したとき。
  5. 既納の賛助会費は、賛助会員の脱退においても、これを返還しない。

(役員の数及び選任)

- 第 11 条 本会に次の役員を置く。
- (1) 理 事 6人以上8人以内
  - (2) 監 事 2人以上3人以内
2. 理事および監事は、第5条で定める会員の長または会員の長により本会の役員になることの承認を受けた者のうちから、総会において選任する。
  3. 理事および監事は、相互にこれを兼ねることができない。
  4. 理事のうちから会長1人、副会長2人を互選する。

(役員の仕事)

- 第 12 条 会長は本会を代表し、その業務を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ理事会において定める順位により、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(役員の仕事)

- 第 13 条 役員の仕事は3年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 補欠または増員による役員の仕事は、前任者または現任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

- 第 14 条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。
2. 顧問及び相談役は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
  3. 顧問及び相談役は、本会の運営上の必要事項について会長の諮問及び相談に応じる。
  4. 任期は役員の仕事に準用する。

(総会)

第 15 条 総会は、通常総会および臨時総会とする。

2. 総会は、会長が招集し、議長は当該総会において会員の中から選出する。
3. 通常総会は、毎年 2 月に開催することを常例とする。
4. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事会において必要と認めたとき。

(総会の議決方法)

第 16 条 会員は、総会において各 1 個の議決権を有する。

2. 総会の議決は、出席した会員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

第 17 条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画および収支予算
- (3) 会費の額および徴収方法
- (4) 事業報告および収支決算
- (5) 役員を選任及び解任
- (6) 解散
- (7) その他 理事会において必要と認めた事項

(理事会)

第 18 条 理事会は、理事をもって構成する。

2. 理事会は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

(理事会の議決事項)

第 19 条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 本会の運営に関すること
- (2) 総会に附議すべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (4) その他理事会において必要と認めた事項

(規定の準用)

第 20 条 第16条第2項は、理事会に準用する。

(専門委員会)

第 21 条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めたときは、理事会の議決を経て専門委員会を置くことができる。

2. 専門委員会に関する必要な事項は、理事会で別に定める。

(事業年度)

第 22 条 本会の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

(業務の執行方法)

第 23 条 本会の業務の執行方法については、総会において定める方法によるほか、理事会において定める。

(経費の支弁方法)

第 24 条 本会の経費は、会費、賛助会費、負担金、協賛金、補助金、その他の収入をもって支弁する。

- |    |                               |   |
|----|-------------------------------|---|
|    | 附                             | 則 |
| 1. | この規約は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。  |   |
|    | 附                             | 則 |
| 1. | この規約は、平成 4 年 2 月 12 日から施行する。  |   |
|    | 附                             | 則 |
| 1. | この規約は、平成 24 年 4 月 30 日から施行する。 |   |
|    | 附                             | 則 |
| 1. | この規約は、平成 25 年 2 月 19 日から施行する。 |   |
|    | 附                             | 則 |
| 1. | この規約は、平成 28 年 2 月 19 日から施行する。 |   |
|    | 附                             | 則 |
| 1. | この規約は、令和 2 年 2 月 21 日から施行する。  |   |